第１回「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」検討懇話会　議事概要

＜日　時＞　　令和６年６月１９日（水）　14：00～15：30
＜場　所＞　　ＪＡ三重健保会館３階　大研修室
＜出席委員（50 音順、敬称略）＞

・三重県小中学校長会　鈴鹿市立飯野小学校　校長　石井　孝史
・弁護士　三重弁護士会　犯罪被害者支援センター　委員長　伊藤　正朗
・声を聴きつなぐ会　代表　大原　康彦
・お茶の水女子大学　名誉教授　戒能　民江（※）
・国立大学法人　千葉大学　理事・副学長　後藤　弘子（※）
・一般社団法人　三重県病院協会　理事／独立行政法人　国立病院機構　三重中央医療センター　病院長　下村　　誠
・公益社団法人　ぎふ犯罪被害者支援センター　事務局次長　塚本　真美子（※）
・三重県国公立幼稚園・こども園長会　会長／松阪市立花岡幼稚園　園長　辻木　愼吾
・一般社団法人　三重県公認心理師会　会長／公益社団法人　みえ犯罪被害者総合支援センター　副理事長　仲　律子
・公益社団法人　三重県医師会　顧問／白子ウィメンズホスピタル　院長　二井　栄
・声を聴きつなぐ会　副代表　平野　利枝
・茨城県立医療大学　助教／性暴力対応看護師・保健師　山本　潤（※）
・三重県立学校長会　三重県立久居農林高等学校　校長　萬井　　洋

※ＷＥＢ出席

＜議事概要＞

〇知事挨拶

（一見知事）

・この条例に込めたい思いは「性暴力の防止」「被害者の保護」「加害者に対する再発の防止」「性暴力性犯罪がない社会の構築」の４点。
・聖域を設けずに全てを議論し、憲法に反しない限り、できるものを全部条例に込め作っていきたいと考えている。単なる理念条例にとどまらず、規制も含めた条例が必要であれば、作っていく。他県条例の良いものはすべて取り上げるべき。三重県独自に必要であるというご議論があれば、それに基づいていく。

〇事務局説明

・資料1～３に基づき、以下の事項を説明。
１.「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」制定の必要性について
２.今後の進め方について

〇委員からの主な意見

【性犯罪・性暴力の現状と取組について】

（後藤委員）

・不同意わいせつ罪や不同意性交等罪について、要件（刑法 176 条１項１号～８号）別の認知件数を知りたい。

・検挙されても、起訴されないというのが、性犯罪のある意味特徴になっている。不同意性交等罪、不同意わいせつ罪で検挙された事件がどうなったのか知りたい。

（萬井委員）

・「みえ性暴力被害者支援センター　よりこ（以下「よりこ」と記載）」の相談件数が、令和２年は大幅に増加しているが、令和５年は減少している。その要因は何か。

（事務局）

・令和２年に大幅増加した要因は、ＬＩＮＥ相談の本格運用を開始したことによるものと思われる。

（仲委員）

・令和５年の相談件数は減少したが、新規相談者による相談件数は増加していると聞いている。

（山本委員）

・「よりこ」が行っている支援内容を知りたい。面接相談後、医療機関に何件くらいどのように繋いでいるのか。また、負担金や補助金、法律相談への助成はどうなっているのか。

（仲委員）

・産婦人科の連携病院へは「よりこ」の相談員が付き添い、緊急避妊処置、性感染症検査が公費負担になっている。

・精神科は、「よりこ」とつながりがある精神科医がいる精神科病院などの紹介はしているが、連携病院はない。

・面接相談は臨床心理士相談で、５回まで無料。法律相談は１回無料。その後も必要なら、三重弁護士会や法テラスにつないでいる。

（伊藤委員）

・三重弁護士会の犯罪被害者相談の１回無料と合わせると、無料で２回法律相談できる体制になっている。

（山本委員）

・不同意性交等の全国の認知件数、検挙件数が約１．６倍と増加しているが、三重県は約１．２倍とそれほど増加していない。原因を知りたい。

（戒能委員）

・「よりこ」の人員体制、相談員の待遇、専門性の保障を知りたい。

・妊娠ＳＯＳ・性暴力・ＤＶの３分野ＬＩＮＥ相談について、3 分野各機関の連携は

あるのか。

（伊藤委員）
・三重県の性犯罪・性暴力の現況を知りたい。例えば、外国人を被害者とする犯罪が多い等データがあれば示してほしい。
・外国人からの被害相談が少ないように感じる。被害が無いからか、被害はあるが相談できる体制が整っていないからなのか、考えていきたい。

（後藤委員）
・児童生徒に対する性暴力のデータについて、教職員からだけでなく、児童生徒間のいじめによるものも示してほしい。

【条例制定の必要性について】
（伊藤委員）
・知事が示した条例にこめる４つの観点のうち、「加害者の再発防止」「性犯罪のない社会の実現」が、資料１「条例のポイント（おおまかな方向性）」から抜け落ちているので、入れるべきではないか。条例の検討対象になっていないのか。
（事務局）
・他県の条例も参考にしながら、委員のご意見をいただきたい。
・知事の考えは、他県の条例を盛り込むことであり、そこを基本に考えて検討していきたい。

（伊藤委員）
・三重県には犯罪被害者等支援条例があり、それに基づく犯罪被害者等支援推進計画の中で、性犯罪・性暴力も対象として取組を進めている。
・今回の条例は、その中でも、性犯罪・性暴力に特化した条例を作っていくというところ。
（後藤委員）
・犯罪被害者等支援条例があるということだが、他の関連する条例（再犯防止推進条例、男女共同参画条例など）ではカバーできない部分を今回条例化しようとしていることを説明できれば、再犯防止についても考えることができるのではないか。

（後藤委員）
・知事が、今回、性暴力について条例化しなければならないと思うに至った事件があったのか。
（事務局）
・近々そういう事件があったというわけではなく、昨年、議会で、最近の社会状況の中で、性暴力の根絶をめざす条例が必要ではないかとの質問を受け、社会情勢を踏まえて、条例が必要だろうということになった。

（伊藤委員）

・声を聴きつなぐ会の活動など、社会全体の「性暴力を絶対許さない」という方向を議員がキャッチして、今回の条例制定になった。

（山本委員）

・資料１「条例制定の必要性」の「①性犯罪・性暴力の根絶に向けた県民の機運醸成」の記載について、「決して他人事ではなく」という部分を変えた方がよいと思う。
・当事者にとっては「自分事」なので、「他人事」と言われると、「他人事」と思う人に向けたメッセージで、自分のことではないと思ってしまう。
・大原委員が「誰もが当事者」と発言しており、当事者として考える必要があるといった文言でもいいのではないか。
・未成年者、若年成人、セクシュアルマイノリティの人や、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の対象になるような困難な問題を抱える女性たち、外国籍の方など、より被害にあいやすい人を特定して、特性に合わせた支援を、条例制定時から考えていく必要があるのではないか。

（大原委員）

・性犯罪・性暴力というのは、カウントされないまま眠ってしまっている。消されてしまった性犯罪・性暴力は、この三重県にも沢山あるのではないか。その被害者たちが声を上げられるかどうかも、この条例で考えてもらいたい。
・被害者が声を上げるのに、３０年かかったことには理由がある。被害を忘れていたわけではない。被害者が声を上げるのには時間がかかる。
・今起こっている問題は絶対解決しないといけないし、防止もしなくてはいけない。しかし、被害後に何年も心身を病んでいる人のケアをどうするかということもぜひ考えてほしい。

（伊藤委員）

・声を上げた人だけが被害者ではなく、声を上げられない人にどれだけアプローチできるか考えないといけない。
・どういう制度枠組みを作っていくか、この条例の検討対象にできたらよい。

（戒能委員）

・声を上げられない背景には、無理解、偏見、差別といった意識の問題があるため、大変な壁にぶつかってしまうというのが現実ではないか。
・「県民意識の高揚」の前に、そういう問題があるのだと、一言触れるとよいのではないか。

（伊藤委員）

・「機運の醸成」の前に、基本的な理解がそもそもできているか、無理解をどうやって克服していくかというところも検討されたい。

（二井委員）

・「よりこ」の設立にあたっては、産婦人科医会も関わった。当時の三重県知事のトッ

プダウンの指示により、スピード感を持って取り組んだ。
・条例の検討に入るまで、「よりこ」が出来た平成２７年から９年も経っている。足踏みしていた印象を受ける。ぜひ、スピード感を持って取り組まれたい。

（戒能委員）
・日本の法制度は、この分野は未整備で大変遅れている。根拠法もないまま、ワンストップ支援センターを運営せざるを得ない状況であり、だいぶ厳しい状況に置かれ、予算がつけられないという自治体の声もある。
・この条例が、各地に広がっていくための先駆的なケースとして、被害者支援、回復支援、加害者対策を盛り込んだ条例が作られればよい。

【条例の目的について】
（山本委員）
・「性暴力の根絶」や「被害者の回復の支援」を入れてほしい。

【性暴力の定義について】
（後藤委員）
・セクシャルハラスメントも性暴力・性犯罪の中に入ると認識されたい。
・デジタル性暴力など幅広く性被害があるなかで、条例では性暴力をどういう形で考えているのか。議論の中心が刑法の性犯罪規定になってしまうようでは、知事が言われるような「防止」には役立たないのではないか。
・どこに焦点をあてるのかを定義と関係づけて議論していく必要がある。
（伊藤委員）
・性暴力の定義について、性犯罪は当然含むとして、どこまで含めるのかについて、現在問題となっている課題や最新の社会情勢を踏まえ、どのように定義するのか意見を聞きたい。
（山本委員）
・アメリカの疾病予防管理センターが２０１７年に「被害者の自由意思に基づく同意なしに、あるいは同意や拒否できない相手に対して他者によって行われる、あるいは行われようとする性的行為」と定義している。
・接触型（痴漢、わいせつ行為、レイプ等）と非接触型（のぞき、露出、性的姿態の撮影等）は、必ず定義の中に含まれるべき。
・大学生に聞くと、ハラスメントや痴漢を性暴力と認識していないこともあるので、きちんと定義の中に含む必要がある。
・デジタル性犯罪という形で、あまりまだ明確な定義がないが、様々なオンラインを用いた盗撮や性的画像の撮影・拡散、性的画像の送信要求、性的画像の送り付け、脅迫などがある。
・問題になっているＳＮＳ性犯罪では、グルーミングや懐柔といった手法を用いて性的勧誘が行われ性暴力被害に至っている。
・性的要求面会罪ができたが、この子どもに対して性的な勧誘をする行為をしてはいけ

ないということを、社会全体の認識として共有する必要がある。
・長期反復する加害として、配偶者性暴力だけでなく、デートＤＶ等、配偶者になる前の交際段階のものも含まれていく必要がある。
・性虐待は性暴力の中に入るが、家庭内で起こる非常に侵襲性の高い深刻な被害であるので、文言として入れたほうがよい。
・定義については、刑法との兼合いもあるが、これら刑法に含まれない多様な性犯罪が出てくることも想定しながら取り組めるといい。
・福岡県の性暴力の定義について「性的な問題に関する身体、自由、精神、名誉等の人格的な利益」とあるが、この「名誉」という言葉はあまりふさわしくないと思う。「名誉」では、その人の名誉ではなく、家族の名誉を損なったとして被害者が排斥されることも過去にあったため、「名誉」ではなく「尊厳」という言葉を入れてほしい。

【各主体の責務・役割について】
（山本委員）
・「性暴力の理解」が必要。性暴力の定義を理解し、ケアに必要なトラウマインフォームドケアを多くの人ができて初めて差別、偏見から解放されるため、「性暴力の理解」は必要。
・県がリーダーシップを取り、市町村、事業者、県民も一緒に進めるというような形を明確に示すなら、きちんと誰が何をやるかというのを理念に打ち出して、条例に結び付けていくのがよい。